

公募設置等指針等に関する質問・回答

No.	資料該当箇所	質問	回答
88	指針 p. 4 第 1 章 3.	当該事業区域内において開発許可申請の有無を教えてください。都市計画法第 29 条にて公園施設は対象外との理解で良いか。	お見込みのとおり、本事業は都市計画法 29 条第 3 項に該当するため、開発行為申請の必要はありません。
89	指針 p. 5 第 1 章 4. (1) ②	公園施設内での看板・広告塔（外壁面設置含む）は県広告物条例に該当するか。	「福井県屋外広告物条例」における「広告物」とは、「屋外広告物法」第 2 条第 1 項の規定により「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」とされていますので、公園施設内における看板・広告塔は、同条例に該当します。
90	指針 p. 13 第 2 章 2. (2)	解体する既存プール及びプール設備にてアスベスト等有害物質の使用・残置はあるか。	認定計画提出者に解体していただく既存プールにおいて、本市でこれまでに調査した範囲内で、アスベスト等の有害物質の使用は確認できておりません。
91	指針 p. 24 第 2 章 2. (3) ⑥	地盤整備での既存地下施設とは何か。	公園区域内には主だった地下施設はありませんが、公園区域近隣における井戸なども想定しています。
92	指針 p. 25 第 2 章 2. (3) ⑧	駐車場設置整備に関し、特定公園施設での駐車場法・条例の適用を受けるものとなるのか。	特定公園施設としている本駐車場につきましては、駐車場法の適用を受けるものではありません。
93	協定書（案） 第 4 条第 2 項（5）	維持管理協定の契約書の雛型の確認は可能か。	維持管理の内容は、実際の施設の規模や設備等により決定しますので、現時点での契約書案の公開は見送らせていただきます。公募設置等計画認定後、速やかに協議を行いたいと考えています。

No.	資料該当箇所	質問	回答
94	協定書（案） 第17条 第34条	整備工事に関する許可にて設置管理許可申請は工事着手日2週間前までとあるが、合築の場合の工事着手日の起算は、既存プール解体着手若しくは本体工事着手日のどちらになるのか。	合築の有無を問わず、既存プール解体着手日を工事着手日の起算とします。
95	協定書（案） 第17条 第34条	上記に関連し、2週間前までに申請書を提出する、若しくは2週間前までに許可を受ける、のどちらか。また、前者の場合、申請すれば着工は可能か。後者の場合、許可までの日数を教えてほしい。	工事着手日の2週間前までに許可を得てください。 申請書提出日からおおむね1週間程度で、許可をお与えすることとします。
96	協定書（案） 第17条 第34条	設置管理許可申請は公募対象施設と特定公園施設の2本各々の提出となるのか。	公募対象公園施設と特定公園施設が非合築による場合は、お見込みのとおりです。合築による場合は、1本の提出となります。
97	協定書（案） 第17条第2項 第34条第2項	許可条件に付し、とあるが、許可条件とは何か。	本事業基本協定書の遵守を許可条件とします。
98	協定書（案） 第17条第3項	公募対象公園施設の事業期間に関し、許可日から10年以内とあるが、許可日とは工事着手日、竣工日、営業開始日等の起算日の考えを教えてください。	工事着手日の2週間前までに得ていただく許可日を起算日とします。
99	協定書（案） 第65条	維持管理に係る協定書雛型を拝見したい。	No.93のとおりです。
100	協定書（案） 第74条	乙の事由により協定が解除された場合での甲へのペナルティーはあるのか。また、ペナルティーがある場合、乙のうち代表企業または運営事業者のどちらが該当するか。	第74条に該当する事案が発生した場合、これに伴う措置は、第76条のとおりです。 第76条の対象者は乙、すなわち応募グループとなります。
101	協定書（案） 第76条	解除に伴う措置にて内容を公表するとあるが、市HPへの公表か。	公表の方法としては、市役所前掲示板、市ホームページ、市広報誌などが考えられますが、経緯や状況に応じて判断することとなります。